

産前産後休業掛金免除
兼産前産後休業掛金免除変更

申出書

(申出先) 横浜市職員共済組合理事長

次のとおり掛金免除を申出します。

平成26年4月1日

職員番号	9	9	9	9	9	9	9	フリガナ	所属名	総務 局 区 職員共済 課			
フリガナ	よこはま			はなこ									
組合員氏名	横 浜			花 子									
出産予定年月日	平成26年6月10日			出産種別	単 胎 ・ 多 胎								
出産年月日	平成 年 月 日												
産前休暇予定期間	平成26年4月16日			から	平成26年6月10日			まで(出産予定日以前56日間)					
産後休暇予定期間	平成26年6月11日			から	平成26年8月5日			まで(出産の日後56日間)					
産前休暇期間 (変更)	平成 年 月 日			から	平成 年 月 日			まで(出産日以前56日間)					
産後休暇期間 (変更)	平成 年 月 日			から	平成 年 月 日			まで(出産日後56日間)					
掛金免除申出期間 (単胎・多胎妊娠)	平成26年4月30日			から	平成26年8月5日			〔 免除開始日は、出産予定日を基準として出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合98日)から免除終了日については、出産日後56日です。 〕					
適用される掛金免除に関する規定	・地方公務員等職員共済組合法第114条の2-2 (産前産後休業期間中の掛金の特例)												
備考	産前休暇は、 <u>出産予定日以前42日(多胎妊娠の場合98日)が開始(基準)日</u> となっていますが、 <u>出産日が予定日より早くなった場合で産前休暇中であった場合には、出産日以前42日まで免除期間開始日が変更されます。</u> 産後休暇は、 <u>実際の出産日後56日まで</u> となります。その日が月末であればその月の掛金が免除となります。変更があった場合には、 <u>変更申出書を提出下さい。</u>												
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。													
平成 年 月 日													
所属決裁欄	所属長	課長	係長	係員									
					所属所長	職名	氏名	Ⓧ					

※掛金免除停止が間に合わない場合、免除期間中の共済掛金は一旦控除されますが、後ほど給与支給担当課から還付を行います。

(備考)

- 産前産後休業等に係る所属機関の長の確認印を押印後提出して下さい。
- 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣法等に関する法律第2条第1項による派遣職員の方は次の点に留意して下さい。
 - 「所属名及び氏名」は、「派遣先団体の名称及び役職名・氏名」を記入します。